

コード No.17-NPF-006

提出日：平成 30 年 5 月 10 日

平成 29 年度「ソーシャル・ジャスティス基金 NPF プログラム」報告書

認定 NPO 法人まちばっと
事務局長 奥田裕之

1. プログラムの目的

ソーシャル・ジャスティス基金 (SJF) は、市民自身が社会的公正を対話事業と助成事業を通して実現していく市民ファンドとして、認定 NPO 法人まちばっとの中に 2011 年 11 月に設立されました。

SJF の助成事業は、「社会的公正をテーマにしたアドボカシー活動支援」という社会実験的因素の強い試みでしたが、これまでに LGBT、多様な学び、子どもの貧困、袴田氏事件への支援（アムネスティ日本）等で目に見える成果があり、生活保護問題、原発事故後の子ども、犯罪加害者家族への支援など、今の日本社会への問題提起も行なうことが出来ました。これは当初想定していた以上の成果であり、NPO によるアドボカシー活動への助成は社会への影響力を持つことが可能であることを示しています。

また、助成事業との両輪である対話事業では「アドボカシーカフェ」と題した NPO と市民の対話の場を開催してきました。そこでは、残念ながら支援をすることの出来なかった団体を含む、今の課題を取り上げることで様々な問題の社会化を図っています。

SJF の活動資金は、個人（5,000～10,000 円が主）や団体からのご寄付を毎年集めていますが、社会的な価値観や評価を二分するテーマを対象にすることが多いため、当初に想定していた企業（外資系を含む）からのご支援が難しい状況となっています。その中で、SJF は先駆的な試みを、市民基金として小規模に推進し続けることに価値があると考えています。

今回、「ソーシャル・ジャスティス基金 NPF プログラム」として貴財団とコラボレーションをさせていただくことを通じて、タイプの違う助成機能による社会における新たな役割分担を作り上げ、先駆的な試みをもう一步社会化したいと考えています。そして、それによって今後の日本社会に有益な新しい仕組みが形成されることを目的としています。

2. 主な活動内容・スケジュール

1) 助成対象カテゴリーの確定と助成プロセス

・募集と応募について

貴財団とご相談を重ねた上で、「いのちの無差別性に関する取り組み ～あらゆるいのちが尊ばれる社会をめざして」という助成分野を新設し、SJF 運営委員会の下で 9 月に公募を行いました。その結果、この分野へ 7 団体（その他の「見逃されがちだが大切な問題に対する取り組み」分野は 28 団体）の応募がありました。

・選考委員について

助成選考は下記の皆様が行い、該当分野につきましては庭野平和財団・吉田達也様に特別

審査員としてご協力をいただきました。

上村英明氏（恵泉女子大学教授、市民外交センター代表 *運営委員長）

轟木洋子氏（財団法人国際草の根交流センター事務局長）

大河内秀人氏（見樹院住職、江戸川こどもおんぶず代表ほか）

今井郁弥氏（NPO 法人 僕らの一歩が日本を変える。 *SJF2016 年度助成団体）

佐々木貴子（認定 NPO 法人まちばっと理事長）

・選考について

委員の皆さまへ事前に書類をお送りし、2017 年 10 月 27 日に書類選考を行って 3 団体を選考した上で、11 月 17 日の面接審査の場で 1 団体への助成を下記に決定しました。

◆団体名 ; NPO 法人 しあわせなみだ

*性暴力被害者への支援、及び性暴力に関するアドボカシー活動を行っている

2) 助成対象団体

① 助成概要

委員の皆さまへ事前に書類をお送りし、2017 年 10 月 27 日に書類選考を行って 3 団体を選考した上で、11 月 17 日の面接審査の場で 1 団体への助成を下記に決定しました。

◆団体名 ; NPO 法人 しあわせなみだ

◆助成金額 ; 助成金 100 万円

◆助成期間 ; 助成期間 2018 年 1 月～12 月

② 助成対象団体と活動内容

◆助成活動 ; 「障がい児者への性暴力」に関するアドボカシー事業

◆活動内容 ;

刑法が 2017 年 7 月に改正されました。しかし今回の改正では、救われない障がい児の被害者がいます。障がい児者への性暴力が潜在化しています。

13 歳以上の被害者については裁判で暴行脅迫を立証する必要があり、独特の表現方法を持つ障がい児者にとって、事件化は現実的ではありません。また 18 歳未満の障がい児への性暴力を対象とした「児童虐待防止法」や、18 歳以上の障がい者を対象とした「障害者虐待防止法」においても、性的虐待の通報件数は限られています。さらに、障がい児者を対象とした、性暴力に関する公的な調査は、実施されていません。

そこで、性暴力を経験している障がい児者の存在を明らかにする調査を実施し、障がい児者自身の声を政治の場に届ける、アドボカシーの機会を創ります。さらに、2020 年に見直しが検討される刑法の性犯罪の「被害者」の概念に、「障がい児者」を盛り込むよう働きかけていきます。その土台として、市民に障がい児者や性暴力被害者への理解が広まるようなイベントを開催します。これらは、障がい児者が、自身のストーリーを語る力を得ることにもつながります。

3) 助成決定後のスケジュール

① 助成発表フォーラム

別プログラムを含む 2017 年度助成団体 2 団体の決定を受けて、助成発表フォーラムを 2018 年 1 月 9 日に新宿区若松地域センターで開催し、新たな助成団体を発表するとともに、前年度助成団体をお迎えして多用な NPO 及び参加者による対話を行いました。

*2016年度団体； 公益社団法人子ども情報研究センター、NPO 法人わかものまち静岡、
NPO 法人メコン・ウォッチ

*2017年度団体； NPO 法人しあわせなみだ、モザンビーク開発を考える市民の会

② アドボカシーカフェ企画

SJF は、助成団体のアドボカシー活動を支援すると同時に、その主張について社会的対話を通じて広める支援を行ないます。「NPO 法人しあわせなみだ」と、その活動に目処が付いた 2018 年度夏頃に、社会対話を行うアドボカシーカフェ企画を共催します

3. 助成を受けた活動の報告（様子がわかる写真等があれば貼付してください）

1) 助成発表フォーラムの様子



4. 活動の成果（成果物などがありましたらご紹介ください）

支援団体の活動期間は 2018 年 1 月～12 月であり、貴財団の助成期間（2017 年 4 月～2018 年 3 月）と合致していないため活動はまだ中途であり、活動成果は未だ判断できる状況にはありません。

前述のアドボカシーカフェ、また年内にいただく予定の報告書の様子が分り次第、追ってご報告をさせていただきます。

5. 今後の課題

SJF の活動は、日本では他にほぼ例のない「社会的公正を目指してアドボカシー活動を行う団体を対象にした助成事業と対話事業」となっています。この活動は特定のスポンサーがいるわけではなく、個人や団体からの少額寄付を中心に成り立っていますが、当初にそれを支えることを期待していた企業からのご寄付をここ数年は得ることが出来なくなっています。

その理由として、「死刑廃止問題」「原発問題」「性的少数者」「犯罪加害者家族支援」のように、世論を二分するテーマを SJF があえて扱っていることに対して、企業が一方に加担するよう見えるリスクを取りたがらないということがあると考えられます。このことは、SJF の活動範囲が広がれば広がるほど、企業が寄付をするリスクが増えていくということを示し、日本社会の現状では今後も企業からの大口寄付を期待することは困難だと考えています。

個人からの 5,000 円一口のご寄付は SJF を市民活動として支える基本的な部分であり、多くの皆さまに呼びかけを行っていますが、その費用だけで十分な事業を行うことにはどうしても限界が生じます。そのため現在は遺産・遺贈の呼びかけを行い、1 名の方からすでにお約束をいただいている。今後は、このような資金的な課題を解決するためのファンドレイズに一層力を入れることが必要です。

SJF の社会実験的な段階はすでに終わり、助成による NPO のアドボカシー活動支援の有効性は明らかになったと考えています。次のステップとして、この機能をどのように社会化していくかが課題であり、そのことは日本社会にとって有益であると考えます。